

一般名処方について

(一般名処方加算)

『一般名処方』とは お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。

当院では後発品のある医薬品について、特定の商品名ではなく有効成分をもとにした一般名で処方しています。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いていますが、『一般名処方』によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

『一般名処方』について、ご不明な点などがありましたら当院職員にご相談ください。

医薬品によっては一般名処方ができない場合もありますのでご了承下さい。

令和6年12月

さえきこどもクリニック